

市第57号議案

公有水面埋立てに関する意見提出

次のように公有水面の埋立てをすることについて市長の意見を求められたので、この埋立計画は、横浜港の物流機能の充実及び国際競争力の強化に資する新たな物流拠点の整備を図るため必要である旨の意見を横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長に提出する。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

1 埋立てをしようとする者の名称及び住所

名 称 横浜市

代表者 横浜市長 林 文子

住 所 中区港町1丁目1番地

2 埋立区域

位 置 中区本牧ふ頭1番の10及び1番の16地先公有水面

区 域 別図1のとおり

面 積 381,567.49m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

位 置 中区本牧ふ頭1番の10及び1番の16地先公有水面
並びに本牧ふ頭1番の10、1番の16及び1番の36
3の各一部

区 域 別図2のとおり

面 積 1,117,933.92m²

4 埋立地の用途

保管施設用地 約31.6ha

緑地 約 3.1ha

道路用地	約 3.5ha
計	約38.2ha

5 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D . L . +3.50m～D . L . +3.90m (D . L . は、横浜港
工事用基準面)

(2) 工作物の種類及び構造

護岸 A

構 造 重力式消波ケーソン構造 (スリットケーソン)

天端高 D . L . +4.00m

護岸 B

構 造 重力式消波ケーソン構造 (スリットケーソン)

天端高 D . L . +5.40m

中仕切護岸 C

構 造 鋼製ケーソン構造

天端高 D . L . +4.00m

中仕切堤 A

構 造 捨石式傾斜堤構造

天端高 D . L . +3.00m

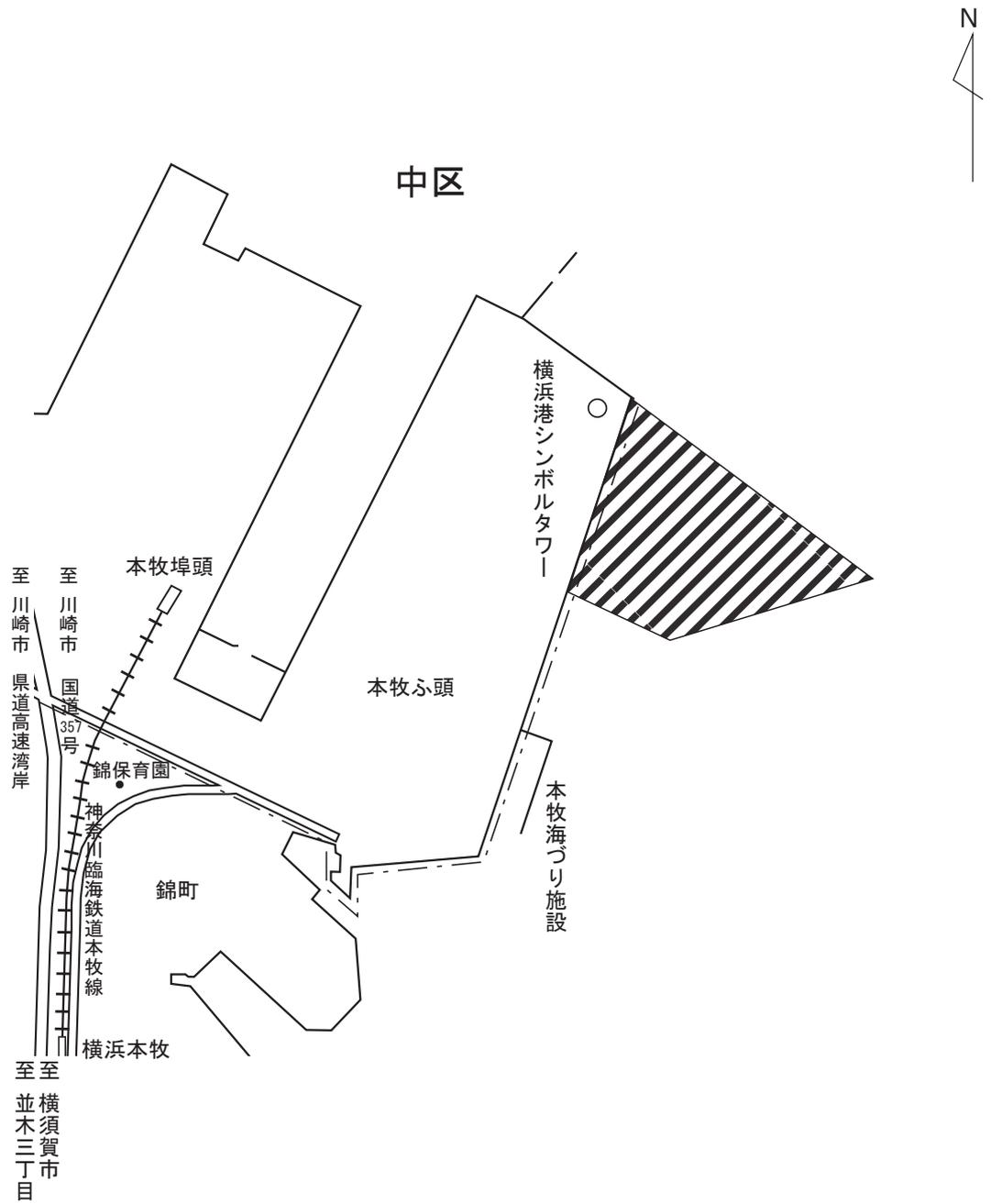
(3) 埋立てに関する工事の施行方法

護岸及び中仕切堤を概成させて埋立区域を海域と遮断した後
、建設発生土、しゅんせつ土砂及び山砂を投入して埋め立てる
。

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

8年間

埋立区域平面図



凡 例	
	埋立区域
	町 界

提 案 理 由

公有水面の埋立てをすることについて横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長から意見を求められたので、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により提案する。

参 考

公有水面埋立法（抜粋）

第 3 条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第 2 項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ 3 週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（第 2 項及び第 3 項省略）

市町村長第 1 項ノ規定ニ依リ意見ヲ述べムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

港湾法（抜粋）

（他の法令との関係）

第 58 条 （第 1 項省略）

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区域内にあっては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

（第 3 項及び第 4 項省略）

参考書類

1 横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長からの公有水面埋立てについての諮問（写し）

2 公有水面埋立免許願書（写し）

（添付図書省略）

港湾管二第 135 号

令和元年 6 月 13 日

横浜市長 林 文 子

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子 印

横浜港内の公有水面埋立てについて（諮問）

横浜市から別冊のとおり、公有水面埋立ての出願がありましたので、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により貴職の意見を得たく諮問します。

なお、4 か月以内に答申願います。

公有水面埋立免許願書

港湾政 第 56 号

平成 31 年 4 月 18 日

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者 横浜市長 林 文 子 様

出 願 人

所 在 地 横浜市 中区 港町 1 丁目 1 番地

名 称 横浜市

代 表 者

住 所 横浜市 中区 港町 1 丁目 1 番地

氏 名 横浜市長 林 文 子 印

公有水面埋立法第 2 条第 1 項の公有水面埋立ての免許を受けたい
ので、下記により、出願します。

記

1 埋立区域

(1) 位 置

神奈川県横浜市中区本牧ふ頭 1 番 10 及び 1 番 16 の地先公有水
面

(2) 区 域

次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ
線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ昭和 58 年 5 月 12 日付け横浜市港
湾港指令第 110 号でしゅん功認可された埋立ての埋立区域と公
有水面との境界線（D . L . + 2.13 m により決定）、⑧の地点
と①の地点を結ぶ昭和 59 年 8 月 10 日付け横浜市港湾港指令第 22

5 号でしゅん功認可された埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 2.13 m により決定）により囲まれた区域

①の地点 電子基準点 横浜（北方小学校）（北緯 35 度 26 分 11 秒 3445、東経 139 度 39 分 13 秒 5005）から 84 度 50 分 13 秒 3,359.12 m の地点

②の地点 ①の地点から 127 度 53 分 15 秒 10.00 m の地点

③の地点 ②の地点から 217 度 53 分 03 秒 5.40 m の地点

④の地点 ③の地点から 127 度 53 分 15 秒 958.67 m の地点

⑤の地点 ④の地点から 254 度 00 分 32 秒 189.72 m の地点

⑥の地点 ⑤の地点から 254 度 00 分 32 秒 488.32 m の地点

⑦の地点 ⑥の地点から 296 度 23 分 00 秒 359.40 m の地点

⑧の地点 ⑦の地点から 18 度 45 分 20 秒 271.31 m の地点

(3) 面積

381,567.49 m²

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

神奈川県横浜市中区本牧ふ頭 1 番 10、1 番 16 及び 1 番 363 の地内並びに同区本牧ふ頭 1 番 10 及び 1 番 16 の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑧'の地点を結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 電子基準点 横浜（北方小学校）（北緯 35 度 26 分 11 秒 3445、東経 139 度 39 分 13 秒 5005）から 82 度 13 分 21 秒 3,154.83 m の地点

②' の地点	①' の地点から	37 度 53 分 16 秒	286.54 m の
地点			
③' の地点	②' の地点から	127 度 53 分 15 秒	1,321.02 m の
地点			
④' の地点	③' の地点から	164 度 00 分 32 秒	327.82 m の
地点			
⑤' の地点	④' の地点から	254 度 00 分 32 秒	1,180.00 m の
地点			
⑥' の地点	⑤' の地点から	344 度 00 分 33 秒	122.30 m の
地点			
⑦' の地点	⑥' の地点から	296 度 22 分 59 秒	273.81 m の
地点			
⑧' の地点	⑦' の地点から	18 度 45 分 11 秒	897.98 m の
地点			

(3) 面積

1,117,933.92 m²

3 埋立地の用途

用途	配置	規模
保管施設用地	埋立地の中央部にあって道路用地と緑地の間に位置	31.6ha
緑地	埋立地の北西部から南東部にかけて位置	3.1ha
道路用地	埋立地の西側から東側に縦断し、保管施設用地の南側に位置	3.5ha

4 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D . L . + 3.50 m ~ D . L . + 3.90 m

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構 造
護 岸 A ^{※1}	護 岸	重力式消波ケーソン構造 (スリットケーソン) (基礎工) サンドコンパクションパイル、基礎捨石 (本体工) ケーソン、裏込石 (上部工) コンクリート D . L . +4.00m
護 岸 B	護 岸	重力式消波ケーソン構造 (スリットケーソン) (基礎工) サンドコンパクションパイル、基礎捨石 (本体工) ケーソン、裏込石、根固ブロック (上部工) コンクリート D . L . +5.40m
中仕切護岸C ^{※2}	護 岸	鋼製ケーソン構造 (基礎工) サンドコンパクションパイル、基礎捨石 (本体工) 鋼製ケーソン (上部工) コンクリート D . L . +4.00m
中 仕 切 堤 A	護 岸	捨石式傾斜堤構造 (基礎工) サンドコンパクションパイル、基礎捨石 (本体工) 鋼管矢板 D . L . +3.00m

※ 1 : 護岸 A の基礎工は横浜市が、本体工及び上部工は国が施行する。当該工作物の設置部分については、別途国が埋立承認予定である。

※ 2 : 中仕切護岸 C の大黒ふ頭側 450 m は横浜市が、南本牧ふ頭側 250 m は国が施行する。

(3) 埋立てに関する工事の施行方法

ア 埋立工法

本埋立工事は、全体を単一の工区として施行・しゅん功させることとするが、埋立区域を中仕切堤により 2 つのブロッ

クに分けて順次着手し、護岸及び中仕切堤により土砂の流出を防止した後、埋立てを行う。建設発生土は港内の中継基地から、しゅんせつ土砂は発生場所から土運船により海上運搬し、投入する。山砂はガット船及び土運船により海上搬入し、投入する。

また、埋立ての進行により所定の水深に達した後は、一部の土砂をダンプトラックにより搬入し、ブルドーザーにより押土し、転圧する。

イ 埋立てに関する工事の施行順序

まず、護岸 B 及び中仕切堤 A に着手し、最初のブロックの囲いを築造した後、埋立てを開始する。並行して、護岸 A、中仕切護岸 C を概成させ、全体の埋立てを行う。

埋立ての進捗に合わせて通船部の締切りを行うとともに、上部工を施行し、計画地盤高まで仕上げ、埋立てに関する工事をしゅん功させる。

なお、護岸 A の基礎工は横浜市が、本体工及び上部工は国が施行する。また、背後の埋立ては横浜市が一貫施行する。

ウ 埋立てに用いる土砂等の種類

建設発生土、しゅんせつ土砂、山砂

(4) 公共施設の配置及び規模の概要

施設	配置	規模
公共上水道	保管施設用地の道路敷及び道路用地の地下に配置	内径 200mm 延長 約3,000m
雨水排水管	保管施設用地の道路敷及び道路用地の地下に配置	内径 250mm～1,650mm 延長 約3,000m

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

8 年

6 添付図書の目録

- (1) 埋立必要理由書
- (2) 設計概要説明書
- (3) 資金計画書
- (4) 埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類
- (5) 処分計画書
- (6) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書
- (7) 公共施設の配置及び規模について説明した図書
- (8) 法第 4 条第 3 項の権利を有する者に関する調書
- (9) 公有水面の利用に関して設置した施設に関する調書
- (10) 埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書
- (11) 直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真
- (12) 添付図面
 - ア 一般平面図 (1 葉)
 - イ 実測平面図 (1 葉)
 - ウ 求積平面図 (2 葉)
 - エ 海図 (1 葉)
 - オ 埋立地横断面図 (1 葉)
 - カ 埋立地縦断面図 (1 葉)
 - キ 工作物構造図 (4 葉)
 - ク 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面 (2 葉)

)

(13) 参考図書

- ア 公図（写し） （ 1 葉）
- イ 既設工作物構造図 （ 1 葉）
- ウ 過去 10 年間の春秋分の満潮位表